

負担限度額認定のご案内

介護保険施設に入所（短期入所生活介護含む）された場合、施設サービス費の1～3割に加え、居住費・食費・日常生活費が自己負担となります。

★居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

★非課税世帯の方は、居住費と食費の負担が軽くなります。

非課税世帯の方に対しては、収入等に応じた自己負担の限度額が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

<居住費・食費の自己負担限度額（日額）> ※令和6年8月から一部金額が変更となります。

利用者負担額	対象者	預貯金資産要件	居住費				食費の限度額
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
【第1段階】	・生活保護受給者の方等 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の方	単身で1,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
【第2段階】	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身で650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
【第3段階①】	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身で550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
【第3段階②】	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身で500万円以下					1,360円 【1,300円】

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※世帯には世帯分離している配偶者も含まれます。

※世帯に配偶者がいる場合、預貯金資産要件は1,000万円が加算されます。

第1段階・第2段階・第3段階のいずれかに該当された方

介護保険施設・ショートステイ利用の方は施設及びケアマネージャーへ速やかに認定証をご提示ください。

第1段階・第2段階・第3段階のいずれにも該当されなかった方

今回の申請では、減額要件に該当しなかったため、認定証は発行されません。

課税世帯で非該当になられた方は、特例減額措置に該当される可能性がありますので、別途お問い合わせください。

お問い合わせ先：荒尾市役所 介護保険係 0968-63-1418